

令和6年度事業計画書

社会福祉法人温光会

特別養護老人ホーム みはま苑

令和6年3月24日

令和 6 年度 社会福祉法人温光会 ・ みはま苑事業計画

(2024 年度)

理事長・施設長 長谷川深雪

令和 5 年度は、新型コロナウイルスも 5 月には 5 類の扱いとなり、最近は統計的にも罹患者減少の傾向で、当苑でも集团的には発症していません。市内特養で時にクラスター発生も耳にしますが、全体的に見て、ほぼ収束の方向かと思われます。他の感染症についても大きな流行はなく、今後も油断なく予防に努めることが肝要と考えています。

ところが、令和 6 年 1 月 1 日、能登半島に大規模災害がおそいかかり、地域的、地理的、季節的な悪条件の中、やっと一部インフラが復旧したり、ボランティアの受け入れが可能になったりと、復興は難航し、むしろこれからといっても過言ではないのかもしれないかもしれません。千葉市においても地震が頻発しており、直下型地震に対する備えなど自然災害に対する危機管理及び BCP 作成が喫緊の課題です。

また、創立 23 年を経て、各部門収支改善が大きな課題です。介護保険改定内容を精査しつつ、加算が付くような方向に持って行かなければなりません。この 2 つの課題解決が本年度の事業計画の柱になります。

1.危機管理について

1) 素案作成

- ① 千葉県および首都直下型地震を想定した対策として、事業継続につなげる計画（BCP）を各部署ごとに検討します。

それに先立ち、どれくらいの期間、自前で踏ん張れば救援を得て復活して行けるか、そのためには、発電機、或いは発電可能な設備（電気自動車導入等現実問題として入手が可能な設備・物品）を準備したらよいのか、まずは、基本インフラについて当法人としての基本的な枠組みを提示すべきと考えます。

★特養を中心に考える時、近年の大災害の復興状況をみると、自前で 3 週間くらいは維持する覚悟が必要と思われます。

・電気については、発電設備を選択し、設置すべきと考えています。

現在、考えている発電関係の設備は、LP ガスあるいはディーゼルを燃料とする非常用発電機をベースに、太陽光発電との組み合わせ、さらには、電気自動車の組み合わせを検討して行きます。価格的には大変高額ですが補助金を活用して大枠を決定しないとそもそも BCP が描けません。特養入所者の生活を守り、福祉避難所としての使命を果たすためにも、安心安全に生活できるよう、設備の面で決断するのが先決かと考えています。みはま苑で働く人々が協力して困難な状況を乗り越えるためにも必要です。従って、上半期までにこの計画の

実現に向かって方向性を出すつもりです。

- ・水については、井戸を掘り、下記に述べる発電設備の導入によって、解決できると思われます。

★各部門での BCP 見直し・作成

これまでも取り組んできたハザードマップの見直し、自然災害対策訓練、広報活動の方法、スタッフの連絡体制のチェック、災害の状況に伴う業務内容の見直しとシフト変更、食事のメニュー変更、排泄に関する点検など、日常的な業務として食料品・備品類や日用品などの管理・入れ替えを含む非常用備蓄品の点検計画、福祉避難所としての対応計画等を盛り込んで素案を作成したいと考えています。

- ② 新型コロナウイルスによる集団感染が爆発的に流行する中でも、事業継続は社会福祉法人の使命です。日常の事業をいかに運営し続けられるか、この答えは、この4年間に体験した日常的な対策と、昨年度1月のクラスター発生に至る経過の分析の中にあります。この時の分析と確認を土台に作成したマニュアルを踏まえて、ウイルスの変化や感染状況の変化に伴う更なるマニュアル見直し、食料品・備品類や日用品など備蓄品の見直し、人的環境計画などを計画の中に盛り込むことによって、より現実を反映したものになると考えています。

- 2) 責任者会議でのマニュアルの説明・訓練等を通して、各責任者が、危機管理を意識できるようにして行くことが可能になると思っています。避難訓練も、防火管理責任者だけでなく、部門責任者と相談して計画・実施することによって、より現実に役立つものになると考えています。

2. 人材確保について

全国的に赤字施設が増加傾向です。2024年3月、当苑も赤字すれすれの決算になりそうな数字に一喜一憂するくらいでしたが、かろうじて赤字は免れそうです。こうした中“介護職員処遇改善支援補助金”が交付されるという厚労省発表も人材確保になくてはならない財源と考えています。

* 高卒採用を継続する。

千葉市内の県立高校で介護学科等新設などの動きもある中、県立犢橋高校や生浜高校等とのパイプを大切にしながら高校生の採用・人材育成を継続できるようにする。

* マイナビフェアーを通じての新卒の学生採用を継続する。

数年前より、大手幹旋業者のマイナビに登録し、一般企業的な新たな手法も取り入れて人材を確保しようとしてきた。プロのノウハウが、今時の学生の採用に有効に働いていると思われるので継続の方向である。

*ホームページ、インスタグラムなどSNSの活用により、広く人材を集められるようにする。

4年前より始めているが、若い層は、感心があるようなので、トラブルを回避しながら、SNSも活用したい。

*外国人研修生、ミャンマー人や中国人の採用を常に気にかけて行きたい。

2020年度制度が始動し、外国人関連の研修等の開催も多いと思われるので、機会があれば確実なルートや業者の選定をして行きたい。

3. ミニデイ・デイサービス事業の再考

高洲2丁目のショッピングセンターの1店舗を借りて、新規事業を開始して5年半、健康増進型の予防プログラムを、機器も導入して、短時間デイ《要支援者対象の“ミニデイ”》として実施しています。稼働率が低く、2年目に予防プランを増やすために地域包括にプランナーを採用しました。しかし、単価が低いのもあって、赤字が続いています。何とか、週5日の営業をして顧客を増やす覚悟です。今年度は信念をもって、必要性を訴えて行かねばならないと考えています。正念場です。

これまでのミニデイの赤字は、地域包括部門とデイサービス部門で補てんしてきました。ところが、デイサービスは、コロナ前から利用者数が減少し始めていましたが、コロナで一段と減少しています。現在でも“復活ならず”です。デイサービス、認知症デイについても抜本的改革が必要な時期に来ていると考えています。デイサービス内での会議を経て、新年度より、認知症土日デイサービスを廃止して、一般デイサービスを月～土曜日で営業することに決定しました。

4. 介護報酬改定関連

人材確保の観点から、処遇改善加算についても、ベースアップのための加算をつけるなど配慮が二重三重になされるようになり、6月には1本化される予定です。こうした国の配慮は、人材確保に欠かせないものと受け止めています。介護職員のみならず事務方、介護支援専門員、相談員などにも一定程度の処遇改善を考えないと著しくバランスを欠くことになります。

各部門の責任者は、人材育成のみならず、人材確保と関連して、部門の大まかな収支状況の把握が重要と考えます。また、虐待・拘束についての研修の強化など集団指導の内容や、苑で発生した事故を職員全員が十分共有し、把握しつつ、地道によりよい施設になることを目指すことが自ずと人材育成につながるものとも考えています。

次年度は、介護報酬改定年にあたり、厚労省資料では、改定率 1.59%とされ、0.98%が介護職員の処遇改善分、0.61%が、その他の改定率となっています。施設全体を視野に入れ、介護職以外の職員の給与のバランスも考慮したいです。加算を付けるということは、厚労省として、こういう方向に誘導するから、実施し

てみてほしいということです。

今回、見直しが必要なものとして、たとえば、特養では、『配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。』と、あります。また、この件については、協力医療機関名の自治体への提出義務も生じます。

デイサービスでは、入浴介助に関する研修等を行うことが、入浴介助加算算定要件になります。

リハビリテーション、機能訓練、口腔、栄養の一体的取り組みやLIFEを活用した質の高い介護などについても、自立支援・重度化対策の観点からも、足元のひとつひとつの現実の課題を解決する意味でも、多少なりとも取り組めるといいと考えています。

また、給食委託業者からは、――3年前に、人件費（管理費）分を月額30万円値上げしてきましたが、――再三値上げの要望が出ていますので、納得がいく形でできるだけ早い時期に決着をつけたいと考えています。これも、介護報酬や食費の改定との関連で考えて結論を出さなくてはなりません。

5. ロボットの導入や新たな科学的知見の活用も視野に入れた介護にトライする。

より安心で安全、かつ心地よい特養にしたいと考え、ロボットや、科学的知見の活用を考えています。

コロナ前に、特養およびヘルパーステーションでの業務合理化のために、ICT化を進めました。ワイズマンシステムで他部門と情報を共有し、専門職の連携により、利用者の方々により安心して頂ける介護につながると考えています。2022年度には、最新のバイタルチェック装置を導入した市内特養の見学など、情報収集し、眠りスキャンと呼ばれるシステムです。5年度（12月）に14台導入しましたので、今後も少しずつ増やしたいと考えています。今後、看護・介護部門で協議して科学的介護に繋がりたいと考えています。

個人的には、以前から述べてきたことですが、仮説として、就寝して2時間くらいの、レム睡眠サイクルとほぼ一致する覚醒は、排泄という生理現象に誘発されていないかということです。この時間帯で起き上がってしまったり、歩きだしてしまったり、コールが間に合わないとかセンサーが作動しても間に合わないとかいうことがあります。お年寄りの場合には、ずり落ち、転落、骨折につながります。これを解決したり、体温、心拍数、呼吸数、SPO₂等の測定が自動的に可能になれば、介護士の不安も減少します。これは、大きな意味を持つと思います。こうした分野での知見の活用だけでなく、できれば、開発を試みたいという希望を持っています。

ヘルパーステーションでは、全ヘルパーに端末を貸し出し、数年経ったので、5

年度に半数買い替えとなりました。今後、また、買い替えの予算を必要とします。スマホで買い物などの新たなサービスの可能性も出てきています。

また、一緒に TV をみてくれたり、言葉で簡単な受け答えをしてくれるロボットがいたら、利用者の方は楽しいのではないかと思います。あるいは、自分の分身となるアバターなら、自分の代わりに行きたいと思う所に行ってくれるとか、回想法のようなバーチャルな場面に活用できるかもしれないと考えているところです。

6. 法人内外での研修について

① 法人全体での取り組み：外部講師によるなどの年数回の研修を実施し、法人全体で専門性を高められるように取り組みたいと考えています。

② 拘束・虐待の防止についての研修、介護技術の高い標準化を志向する研修

定期的に研修を実施し、介護職員が申し送りで唱和しているように、利用者の方に安心して心地よく過ごしていただける施設でありたいと考えます。

当苑としても、身体拘束および虐待防止指針を作成していますが、皮下出血のしやすい利用者の方も多く、拘束や虐待と誤解されない、意識的、科学的な介護が必要と考えています。

さらに、利用者の方が、安心して信頼して生活できるよう、介護士が高い技術を共有できるよう、事故から学ぶことが重要と考えています。

③ 喀痰吸引研修・認知症関連研修

2022 年度末、当苑看護師が指導看護師資格を取りました。今後活用したいです。

④ 各部門の人材活用：特養やデイサービスなどの現場での問題解決のために話し合ったり、学習会のチューターになりうる人材が、現在、地域包括あんしんや居宅など他部門にも相当数います。こうした人材を内部交流の意味でも活用して、温光会の理念を具現化し、クオリティをあげて行けるようにしたいと考えています。

⑤ コスト削減についての研修

2022 年後半、ロシアのウクライナ侵略や地球温暖化の影響等により、生活のあらゆる分野での物価上昇が止まらない。そこで、利用者の方への食材費の値上げ、福利厚生で実施している職員職の食材費の値上げを若干お願いしました。値上げは、開所以来 2 度目です。関係部署で検討し、家族のご理解を得て実施になります。

こうした中、以前からオムツの適切な使用とか消耗品の使い方など、各部ごとにしっかり節約できるところを洗い出して、自分事としてコスト意識を持つ取り組みをしてほしいと考えています。

7. 地域貢献事業の継続

* 学習塾『あすなろ』の実践をとおして子どもの貧困に対する支援を継続したいと考えています。コロナ後で食事の提供はしていませんが、過去には不登校児の居場所になっている事例もでています。現にハンディキャップを持つ生徒もおり、母親

との連携もとりつつ、工夫して実施しています。今後も、学力をつけ、少しでも心のよりどころになればと考えているところです。高校に進学する生徒 2 名。市社会福祉協議会の『子ナビ』の方からも紹介がありました。

千葉大の学生院生アルバイトだけでなく、ボランティアの先生方に支えられて実施しています。

*車椅子の貸し出しも一定程度地域に貢献できていると思いますので、継続します。

8・社会福祉充実計画について

社会福祉充実計画についても少しでも実現できるよう模索して行きます。

千葉市は、地域協議会を設置すると考えているとの情報が3年前にありましたが、その後、この件は、進展していません。市の意向を確かめながら、慎重に計画して行こうと思っています。

① 上述の防災関連の計画の中では、発電装置など何度も資料を検討しましたが、設置場所など困難な点が多く、むしろ電気自動車の活用に現実味が出てきていました。しかし、大災害を経験する中で、安易に結論付けられないと考え、とくに電気の確保については、根本的に再考しています。

② ロボットや、IT機器を使用したバイタル測定など科学的な介護にチャレンジしたいと思います。前年度、14 台の眠りスキャン購入に引き続き、本年度も同数くらいの購入を考えて行きたい。これにより、利用者のバイタル情報が瞬時に看護・介護側に伝わり、働く側の負担も幾分軽減されると思われます。

③ 懸案の隣地の公園を借り受けるか入手するかして、グループホームか、個室特養を建てられれば、多床室特養のデメリットを補うことができると考えてきたのですが、UR機構は、この件は担当者もなく、内部としては対応できないという返事でした(2022年)。当面、みはま苑を地域の信頼を得られる充実した施設にして行きつつ、適切な土地が確保できれば新施設を建てたいと考えています。再度の東京のUR本部との話し合いも諦めずにチャレンジしたいと考えています。

部門別事業計画

特養	1
ショートステイサービス	12
デイサービス	16
ミニデイ	20
ケアプランセンター	22
ヘルパーステーション	23
あんしんケアセンター	25
令和6年度業務予定表	27

ちやうきにゆうしよ
長期入所

れいわ ねんど ねんかん とくよう
令和6年度1年間の特養キャッチコピー

『 りようしゃ しゅご かんがえる 』

私たちは、日々ご利用者様のサービスに最大限努めています。その中で、介護職員として、看護職員として、栄養士・厨房員として、生活相談員として、ケアマネージャーとして、事務員として、様々なことを考え、悩み、検討します。その時にふと立ち止まり、このテーマについて意識することを大切にしていきます。

介護に完璧な正解はありません。常に様々な可能性を考え、「介護」を育んでいます。

I うんぱうほうしん
運営方針

「家庭の継続」「家庭的な雰囲気」を基本に、「安心」「安全」「心地よさ」を提供できるよう、家庭の延長の場所として、ご入居者様が人として尊厳を保ち、健やかで快適、かつ個性が生きがいの持てる施設生活が営めるように、生活を支援していく。

新型コロナウイルス（COVID-19）の発生による、社会状況の変化、及び新しい生活様式への変更など、各行政機関、医療機関、その他関連機関との連携のもと、社会不安を軽減し、上記運営方針を実現できるよう努力していく。

II じっこうもくひょう (PDCAサイクルの実践)
実行目標

1. 目標稼働率の達成と施設サービス計画等の実施（相談・介護支援）
2. 日常生活の支援（介護）
3. 入所待機者の管理と公平性の確保（相談）
4. 感染症対策（看護・栄養）
5. リスクマネジメントの実施（介護）
6. 介護技術、知識の向上（介護）
7. 食事サービスの充実と利用者満足度の向上（栄養）
8. 職員の人材を確保し、サービスの質を維持する。

III じっこうないよう
実行内容

1. 目標稼働率を設定し、安定した稼働に努める。また、施設サービス計画等、サービスの

- 基本となる計画書について、多職種協働により作成し、その内容に沿ったサービスの提供により、入居者の自立支援や自己実現が達成できるように努める。(介護支援)
- ① 目標稼働 延利用者数 17,155名(稼働率94%) 年平均介護度 4.0以上
 - ② 施設サービス計画書に基づくサービス提供の実施。
 - ③ モニタリング、アセスメント、サービス担当者会議、プランニングの実施。
2. 入居者処遇体制を見直し、サービスの質の向上に取り組む。(介護)
- ① 食事・入浴・排泄の三大介護の充実を図り、生活全般に対する支援の実施。
 - ② 身体拘束・虐待予防の取り組みの実施。
 - ③ 可能な範囲での個別ケアの実施。
 - ④ 担当制を生かした個別ニーズ解決の実施。
 - ⑤ 介護主任を中心としたOJT、OFF-JT教育等を通じての人材育成。
 - ⑥ 介護ソフト・介護ロボット使用により、業務の効率化と情報の共有。
 - ⑦ LIFEの活用。
 - ⑧ 各マニュアルの改訂を定期的に行い、活きたマニュアルを整備する。
3. みはま苑入所検討委員会運営規程に基づいた待機者の管理と、優先順位の公平性の確保。
(相談)
- ① 定期的な状況の見直し実施。
 - ② 優先順位者の緊急性等を勘案した柔軟な対応。
 - ③ 情勢の変化に即した運営の実施。
 - ④ 申込者への真摯な説明と情報提供。
4. 感染症対策の指針に基づき、正しい知識の習得と、適切な対応を実施する。(看護・栄養)
- ① 感染症対策委員会を中心とし、各種感染症の情報の発信や、対応の協議を実行する。
 - ② 感染症に関する研修を年2回以上実施する。
 - ③ 新型コロナウイルス(COVID-19)に関する対応全般。
抗原(PCR)検査やワクチン接種が想定されるため、指示をもらいながら迅速、且つ丁寧な対応に努める。
5. 事故防止の指針に基づき、安全対策担当者(介護主任)が中心になり、ヒヤリハット・事故報告書等を活用し事故の減少に努める。(介護)
- ① 事故防止委員会を開催し安全対策部門の報告のもと、各種事故に関する対応の協議、防止策の指示や実行を行う。
 - ② 日々の事故に関して、安全対策担当者を中心とした安全対策部門の検討・指示のもと業務従事者間での話し合い、解決能力の向上を目指す。
 - ③ 事故防止に関する研修を年2回以上実施する。
また、苦情対応について苦情マニュアルに沿いながら、「お客様の声」を真摯に受け止め、サービスの向上につなげる。再発防止に努める。
6. 定期的な会議や内外研修を行うことで、介護技術や知識の向上を図り、利用者が快適に過ごせるよう、生活の質の向上を図っていく。(介護)
- ① 各フロアでの会議を定期的に行う。
→各フロアでの問題点や改善案を話し合う場を設け、共通理解していく。
議題によっては役職会議にて検討してもらう。

② 役職会議を定期的に開催する。

→主任、副主任、班長にて(必要に応じて他職員も)会議を行い様々な問題点や改善案を話し合い共通理解していく。

フロア会議と役職会議で互いにフィードバックさせて連携をとる。

③ 月間目標を設定し、目標意識を持つ。

④ 介護職員処遇改善計画書にそって、様々な内外研修に参加し、フィードバックすることにより、全職員が一段階ステップアップできることを目標とする。

7. 栄養課の方針

食事サービスについて、入居者それぞれの嗜好・栄養状態に合わせた美味しい食事を提供し、安全で楽しい食事の時間を過ごせるよう支援する。

① 栄養ケア・マネジメントについて

他職種と連携を図り、栄養管理に必要な情報を共有してスクリーニング・アセスメントを行い、栄養ケア計画を作成する。栄養ケア計画に基づいた食事の提供を行い、実施後はモニタリング・評価を行い、その結果に基づいて継続的なサービスの質の向上を目指す。

② 嗜好調査

アンケート方式による嗜好調査を実施する。

調査用紙には記名制として、個人ごとに情報を把握できるようにする。

食事の内容についてのご意見や好き嫌いについてなど詳しく調査して、より良い食事サービスに繋げていけるようにする。

③ 行事食・イベントについて

行事食は原則月1回行い、季節感のある食材を使用したメニューにする。カードを付けたり、盛り付けも華やかにし、普段と違った雰囲気を楽しむよう配慮する。

季節ごとにケーキやアイス、お寿司のバイキング(コロナ禍ではネギトロ丼など)を行い、好評であるため今年度も定期的にイベントを開催する。新型コロナウイルスによる社会状況の変化があるため、安全が担保できる取り組みができるよう工夫する。

④ 食事の個人対応について

可能な範囲で個人の希望や摂取状況に合わせた食事を提供していけるようにする。

体調不良や嚥下機能の低下などにより、栄養状態が悪化することが予想される場合は、補食として栄養補助食品等の使用も検討していく。

⑤ 胃ろうによる経管栄養の利用者の食事提供に於いて、医師、看護、管理栄養士、介護職員、生活相談員、介護支援専門員等と連携し、指示通りに行っていく。

⑥ 給食会議の実施

管理栄養士を中心とした多職種のメンバー構成から成る給食会議を開催する。

今年度も月1回の開催を原則とし、食事に関する利用者満足度の向上に繋げていく。

⑦ 食品衛生について

厨房職員に衛生に関する講習を定期的に行ってもらい、食品衛生についてしっかり理解してもらい、衛生的に作業を行うことで食中毒の予防に努める。

万一、入所者・職員で発症した場合、厨房からの感染拡大を防ぐため、他部署との情報共有を迅速に行うことを日頃から意識する。また、定期的に厨房の衛生点検を行ってもらう。

8. サービスの質の確保のために、職員の人材確保と人財の充実を目指す。
- ① 法人、当事業所の理念、展望をアピールしていく。
 - ② 求人サイト、ハローワーク、人材センター、SNSなどのツールを有効的に活用し、法人の魅力を発信する。
 - ③ 施設見学、会社説明会、インターンシップを積極的に行う。
コロナ禍においては、オンライン方式と対面式と選択肢を増やす。
 - ④ 各学校訪問、連絡を行い、法人の魅力を伝えていく。
 - ⑤ 教育プログラムの構築と実践を行う。
 - ⑥ 職場体験学習を積極的に受け入れ、「介護の仕事」の魅力を知ってもらう。
 - ⑦ 内定者には、内定式、内定者懇親会、内定者研修会などを開催し、法人の魅力を伝達していく。また入職前の心構えを持ってもらう。
 - ⑧ 資格支援制度を活用し、スキルアップ、モチベーションの維持につなげていく。
- 今後も法人の運営方針にそって、職員が働きたいと思ってもらえるような「見える化」された施設運営が求められる。

令和6年度 介護職員の資質の向上の支援に関する計画

■年度目標:「それぞれのレベルで一つ上のレベルの介護技術と知識を理念にそって習得する。オンライン・オフライン両手法を活用する。」

1、内部研修(法人研修含む)

研修テーマ	実施状況	目標	実施計画	対象	担当	出席者	実施後評価
救急法(事故防止)	救急の研修を受けた事がない職員が複数いる。	未経験者も経験者も改めて救急法を学び、緊急時に冷静に対応できるようにする。	4月	全職員	7月	0月0日	研修内容の全体評価を記入。
感染症・食中毒	管理栄養士が研修開催実績あり。気温上昇と共にリスクが高まり、学習の機会をもつ。	食中毒の理解と予防方法、対応方法を学び、発生や蔓延を防止する。	5月	全職員	該当者		
事故防止(感染症) 誤嚥食事介助	毎年実施しているが、誤嚥リスクの高い利用者が増加している。	誤嚥性肺炎等のリスク(食事介助・口腔ケア)、窒息等のリスク(食事介助)を理解し、適切に対応できる。窒息時の対応をシミュレーションにて学ぶ。	6月	全職員	該当者		
身体拘束・虐待 声かけ コミュニケーション	毎年実施。施設全体でコミュニケーション方法や声かけの仕方など配慮が必要。	コミュニケーションの大切さを学び、適切な対応方法を学ぶ。	8月	全職員	該当者		
認知症	数年に一度実施。	認知症の正しい理解に基づいた介護を実践する。	8月	全職員	該当者		

お客様の声 の対応	数年に一度実施。	年々多様化する苦情等に関する学びを得る。	9月	全職員	該当者		
感染症 インフル エンザ、ノ ロウイルス	毎年実施しているが、職員の予防対策等、統一した対応能力が高くない。	秋冬シーズン前に、感染症の理解と予防、対応策を再認識し、意識向上をはかる。実践練習を行う。	10月	全職員	編纂		
事故防止(リ スクマネジメ ント)	毎年実施。	年々増大している賠償問題等を踏まえ、施設のリスクマネジメントについて学ぶ。	11月	全職員	該当者		
身体拘束・虐待 対応	毎年実施しているが、全職員統一した共通理解が不足している。	基本的知識、事例、現社会情勢を学び、共通理解を深める。	2月	全職員	該当者		
新入職員研 修	毎年実施している。	仕事の全般的な内容を理解する。	該当月(2. 3ヶ月)	新入 職員	編纂		
新入職員オ リエンテー ション	入職時に実施。感染症対策、事故防止、身体拘束・虐待防止に関する研修を含む。	法人の理念、方針や感染症対策、事故防止・身体拘束・虐待防止に関する研修を行う。外国人職員には、介護現場でよく使う日本語帳などを使用して説明を行う。	入職時	新入 職員	江刺		

■次年度の課題:

※担当者については、外部研修の参加状況・シフト状況等で変更になる場合がある。
※外部研修の参加状況により、内部研修を追加・変更・中止予定。

2、外部研修

研修テーマ	実施状況	目標	実施計画	対象	担当	出席者	実施後評価
新任研修 毎年受講	毎年受講	介護職員としての自覚を持ち、介護職員としての専門性を学ぶ。	4月	初任者	該当者		
コミュニケーション	数年に一度実施。	接遇・マナー、コミュニケーション能力の必要性を理解し、自己覚知と共に、質を高める。	5月・8月	初任者～中堅	該当者		
身体拘束・虐待防止	毎年受講	基本的知識、事例、現代の社会情勢との関連性を学び、共通理解を深める。それを現場に落とし込む。	8月・2月	中堅 職員	該当者		
感染症・食中毒	毎年受講	一年中リスクの高い高齢者施設において、重要なポイントを理解し、予防に努め適切な対応ができるようになる。	6月	初任者～主任	該当者		
認知症研修	数年に一度実施。	認知症 高齢者の理解を深め、日頃の介護業務との整合性を考え検討する。	7月	初任者～主任	該当者		
事故防止	毎年受講	年々リスクマネジメントの重要性が高まっている。事故の特性を原因・特性を学び、事故防止に努める。	6月・12月	中堅 職員	該当者		
中堅職員研修	数年に一度実施。	チームワークの大切さを学び、質の向上をはかる。また指導的立場としての知識・技術を学ぶ。	10月	中堅 職員	該当者		
リーダー研修	数年に一度実施。	現場職員を統率し、リーダーシップを継続して発揮するためのスキルを養う。	11月	班長～主任	該当者		
資格取得支援 制度の活用	利用実績 多数あり。	現職の希望者や内定者など、支援制度を有効活用しスキルアップ支援	該当月	該当者	管理者・事務		

■年度評価:「

■次年度の課題:「

※担当者については、外部研修の開催状況・シフト状況 等で変更になる場合がある。

3、介護職員 以外の外部研修

研修テーマ	実施状況	目標	実施計画	対象	担当	出席者	実施後評価
医療処置・感染症等、看護師が必要と考える研修	スウェーデン イチド ジョッ 数年に一度実施。	施設看護師が必要と考えられる医療処置、考え方等 希望にそって参加して学ぶ。	適宜	看護師	高津戸・吉 敬		
苦情・相談援助技術等	マイソングヨク 毎年受講	常に最前線での相談援助技術が必要である為、学びの機会を得る。	適宜	生活相談員	高津戸・吉 原		
介護支援専門員技術	スウェーデン イチド ジョッ 数年に一度実施。	介護保険を理解し、施設ケアマネジメンツの実践力 向上をはかる。	適宜	介護支援専門員	高津戸・吉 原		
管理者研修	スウェーデン イチド ジョッ 数年に一度実施。	管理者業務に必要な内容を学ぶ。	適宜	管理者	江 瀬		

年度評価:「

次年度の課題:「

I 方針

ご入居者様に健やかで快適な生活をしていただけるよう関係職種と連携を図り、日常生活の中から状況の変化を的確に捉え、疾病の早期発見・早期対応に努めます。

新型コロナウイルス（COVID-19）の5類への移行による社会状況の変化、及び新しい生活様式への変更など、各行政機関、医療機関、その他関連機関との連携のもと、お客様の不安を軽減し、上記運営方針を実現できるよう努力していきます。

II 実行目標

1. 嘱託医による健康管理
2. 看護師（看護職員）による健康管理
3. 感染症対策
4. 短期入所利用者の受入れ対応
5. 職員の健康管理
6. 環境の整備

III 実行内容

1. 嘱託医による健康管理
 - ① 週1回、嘱託医が入居者の回診を行います。
 - ② 入居者の健康診断を年1回（10月頃）実施し、嘱託医の診断を受けるなど健康維持・増進のための援助を行います。
 - ③ 4月頃に、入居者の健康管理のため血液検査を実施します。
 - ④ 協力病院（嘱託医）以外の専門医の診察が必要と、嘱託医が認めた場合は、必要に応じて関係機関と連携をはかり、適切な診療が受けられるよう配慮します。
 - ⑤ 新型コロナウイルス（COVID-19）に関する抗原（またはPCR）検査、ワクチン接種など、各関係機関の指示をもらいながら迅速、且つ丁寧な対応に努めます。
2. 看護師（看護職員）による健康管理
 - ① 新規入居者について必要に応じた健康管理が行えるよう情報収集や把握を行います。

- ② 毎日情報を共有し、入居者の健康面での情報を事前に把握し、異常の早期発見に努めます。他職種との連携をはかります。
- ③ 入浴前のバイタルチェック（血圧・体温・脈拍）
異常値を示す場合は、その都度対応します。
- ④ 体調不良者へのバイタルチェック（血圧・体温・脈拍・SP02）と経過観察を行います。
また、介護職員と連携を図り、必要に応じバイタルチェックを行います。
- ⑤ 入居者の内服薬や処置に必要な薬剤等の管理、毎食後の服薬管理、必要に応じた処置と管理を行います。
- ⑥ 体調に変化がある入居者について、必要に応じて嘱託医と連携を図り、協力病院、他の医療機関への受診支援を他職種と連携して対応します。
- ⑦ 褥瘡・誤嚥性肺炎等の予防のため、他職種と連携を図り、入居者が症状を併発しないよう適切なケアを行える知識と技術を提供します。
- ⑧ 嘱託医・管理栄養士・介護職員・生活相談員、介護支援専門員等との連携を図り、栄養状態の把握と健康維持、改善に努めていきます。
- ⑨ 施設サービス計画書、栄養ケア計画書にそって健康管理を行います。

3. 感染症対策

- ① 入居者のインフルエンザ予防接種を本人、家族の同意のもと年1回（11月）実施します。また新型コロナウイルスのワクチン接種についても社会状況に鑑み、同様に各関連機関の指示、判断をもらいながら実施します。
- ② 職員も同様に希望者に予防接種を実施し、外部からの感染症流入のリスク軽減に努めます。
- ③ 希望者のみ、肺炎球菌予防接種を必要時実施します。
- ④ 外部からの感染症の流入、苑内での感染症の発生を予防する為、必要な相談を関係部署と行います。
- ⑤ 感染症予防に関する指針、マニュアルを活用しながら感染予防に努めます。
特に、新型コロナウイルス対策としての不織布マスク（発生時はN95併用）着用、3密回避、消毒、換気、健康観察など基本的な感染予防対策がしっかり行えるよう努めます。
- ⑥ 新型コロナウイルスを中心に、罹患後の療養期間や自宅待機期間に関する決定について嘱託医の専門的見地を参考に、施設長の指示によってその内容を決定します。

4. （介護予防）短期入所利用者受入れ対応

以下の対応を実施し、安全で快適なご利用を頂けるよう関係職種と連携を図り支援します。

- ① 入所前、入所時、退所時、退所後の健康状態の把握を実施します。
- ② 利用者の利用ニーズを把握し対応します。
- ③ 介護計画書の内容にそって健康管理を行います。

④ 必要時バイタル測定の実施による健康管理を行います。

⑤ 急変時に適切な対応を実施します。

5. 職員の健康管理

① 職員全員に定期的な健康診断を行い、必要に応じて職員への健康指導を実施します。

② 介護職員は腰痛検診もあわせて行い、健全な身体での業務遂行できるよう支援します。

職員健康診断（腰痛健診）

介護職員（夜勤あり）・・・2回（4月・10月）

介護職員（夜勤なし）、その他の職員・・・1回（4月）

③ 新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス他、感染性の強い疾患を発症した場合、医師の指示のもと、業務遂行に当たるよう指導します。場合により、医師の診断書により休暇とし、同医師の診断書により勤務再開を行うよう指導します。勤務再開については、「出勤停止基準表」にそって判断します。

④ 日頃より体調不良が続く職員に対しては、衛生委員会より生活改善や健康管理について、通常の業務に支障なく勤務できるよう指導します。

6. 環境の整備

① 入居者の健康状態を把握し、天候等に配慮し必要に応じて室内の換気を行うものとします。

② 居室内、ベッド周り、廊下、食堂、トイレについては清掃員による清掃・消毒のほか、介護・職員により、毎日衛生的な環境を提供できるよう清掃・消毒を行います。特に、トイレと食堂は、より衛生面が重視される箇所という認識を強く持ち、常に衛生管理できるように実施します。

③ リネン類等は、週1回以上の交換とともに、状況に応じて洗濯、クリーニングなどを活用し、衛生的な環境を提供します。

またマットレスは定期的に消毒、洗浄などを行います。掛け布団に関しては、夏用、冬用に合わせて、交換し衛生的に使用します。枕やベッドパットについても定期的に交換します。

④ 床頭台、タンスなど、ベッド周りの個人使用物品に関しても、清掃員、介護担当者を中心に、定期的に清掃と確認を行い、衛生を保てるよう支援します。

⑤ 冬期間の苑内室温・湿度について、感染症の発症を未然に防ぐことを目的に、室温・湿度の管理を行います。10月～3月を中心に気候や状況に応じて、加湿器を設置し、湿度への配慮も欠かさずに行います。

⑥ 新型コロナウイルス対応での環境整備の追加対応がある場合は、その指示、マニュアルにそって実施します。

令和6年度 特別養護老人ホームみはま苑

(介護予防) 短期入所生活介護 事業計画

令和6年度1年間の短期入所キャッチコピー

『 話上手よりも、聞き上手になる 』

介護のしごとは、コミュニケーションがとて多く含まれる職種です。ご利用者様の思いに気づき、職員との連携を深めチームケアを行うためにも、聞き上手であることはとても大切です。ご利用者様の本当のニーズに気づけるためにも、コミュニケーション技術を高めていきます。

I : 運営方針

可能な限り自宅で生活したい等、ご利用者様の意向にそったサービスや、その介護を行うご家族様の負担を少しでも軽減できるようにサービス提供を行う。各関連機関と連携し、安心・安全・心地よき・尊重・共生・地域交流のあるサービス提供を目指す。

新型コロナウイルス（COVID-19）の発生による、社会状況の変化、及び新しい生活様式への変更など、各行政機関、医療機関、その他関連機関との連携のもと、お客様の不安を軽減し、上記運営方針を実現できるよう努力していく。

II : 実行目標（PDCAサイクルの実践）

- 1、サービス提供全般に於いて、当事業所の対応方法をその都度検討し改善点を見極め、整備していく。顧客の情報を共有化し、安全・安心・心地よきを得られるサービス提供につなげていく。
- 2、介護計画表の作成と評価を定期的に実施する。
- 3、顧客満足度を高め、顧客の安定化を図る。
- 4、稼働率について、平均90%以上を維持し、100%に近づけていく。感染症の集団発生や職員不足等の問題で、施設の受け入れ方針に変更があった際には、適宜対応していき、内外関係機関に説明と理解をお願いする。
- 5、職員の人材を確保し、サービスの質を維持する。

目標の方向性

上記目標の達成のため、特養本体との連携を図りながら、より在宅生活に近づいたサービス提供に努める。また、顧客満足度を向上させる為、日頃の生活相談を含め、「お客様の声・ご指摘」に対しても真摯に受け止め、サービス向上につなげていく。

Ⅲ：実行内容

- 1、各関連機関と連携を取り、ショートステイサービスの体制を充実していく。
 - ① 当苑関連機関（ケアプランセンター・あんしんケアセンター・デイサービス・ミニデイ・ヘルパーステーション・特養・事務）と連携し、「報告・連絡・相談・確認・評価・説明」を書面や口頭、メール等にてしっかり実行していく。苑外の関連機関とも同様に行う。
 - ② 事業所内に於いては、介護職員・看護職員・生活相談員で必要な全ての情報を、SSケースファイルや介護シフト上のケア記録内容を中心に共有化し、サービス提供に努める。
 - ③ 顧客情報の共有化により、事故の減少・「お客様の声」への速やかな対応などを統一して行えるようにする。また小さな問い合わせからご指摘につながる事が多いので誠意を持って迅速に対応する。
 - ④ 新規入所時の面接票他、準備書類等、必要事項を詳細に相談員が準備し、申し送りを行う。利用者・家族との面接・契約時、当苑で可能なサービス内容を適切に説明し、利用者と提供側で認識のずれがないよう相談員が調整する。また、現場職員に対しても適切な説明を行い、理解を得るようにする。
 - ⑤ 入退所チェックの効率化を進め、現場スタッフの負担を軽減し、より介護サービスに専念できるよう配慮する。また、入退所チェックを各職員が連携し、より慎重に、的確に行うと共に「忘れ物衣類」、「洗濯中で間に合わなかった衣類」、「衣類の混入」等の管理をしっかり行う。
現場介護職員が持ち物管理の責任を持つような体制を維持すると共に、担当相談員は連絡調整等まとめていく。
衣類チェック表の形式を随時改訂しているが、今後も家族・職員双方がわかりやすい形に随時変更していく。現在使用中の「不足衣類について」という伝票にて、介護職員・相談員・家族が共通で認識できるようにする。また、不足が出た衣類が見つかった際には、相談員に連絡、相談員が家族連絡等調整し、アラタケアを行う。返却については、次回SS、当苑DS、自宅訪問等ケースごとに判断し、速やかな返却を行う。
 - ⑥ 送迎サービスに於いて、可能な限り顧客ニーズに応えられるよう配慮する。また、施設の代表として送迎を行っている事を自覚し、送迎マニュアルを基に、安全な

サービスを提供する。情報の収集や伝達の場合としての機能もあるので、もれのな
いよう配慮する。

送迎マニュアルを基本に、当苑運転手と生活相談員にて適切な対応を行う。また、
毎日の送迎予定表をもとにミーティング(口頭・書面併用)を行い、生活相談員が調整
していく。

また、ミーティングを通して、日々の情報収集・情報提供を行う。

その他、デイサービスバス送迎の協力やご家族様送迎の協力を頂き、利用者・家族
にとって利用しやすい送迎環境を整える。適宜相談員が調整する。

- ⑦ 介護ソフト使用により、業務の効率化と情報の共有をすすめる。
- ⑧ 新型コロナウイルスの対応について社会状況を鑑みながら、新規、及び
リピーターのお客様の受け入れについて決定し対応する。各関係機関に説明を行い、
理解をいただく。

施設長を中心とした特養の感染症対策委員会の指示をもって当部門も感染症
対策の一般的な対応を決定する。

過去に、H25年に起きた当苑でのノロウイルス集団発生ケースにおいても、
短期入所のお客様から発生してしまったことを教訓に今日まで予防に努めてお
り、今後も同じようなことが新型コロナウイルスでも起きないように、できる限り
注意していく。

2、介護計画表の作成と評価を定期的に実施する。

- ① 定期的に介護計画表の作成と評価を実施する。基本的に、月間利用日数が4日以上
の方を対象とする。介護計画表作成の年間計画を半年ごとに生活相談員が作成す
る。毎月SS係を中心に各担当者分を作成していく。また、各係の職員と相談員
で担当者会議を可能な限り実施していく。

2ヵ月に一回行うSS会議にて、進捗状況等話し合い、随時調整していく。立案
対象者が、しばしばSS利用中止で変更になるので、適宜対応していく。定期的な
評価をSS係・相談員で行っていく。

- ② 利用者・家族・担当ケアマネージャー様に説明や同意、報告を行っていく。

3、顧客満足度を高め、顧客の安定化を図る。

- ① 利用者・家族・担当ケアマネージャーからの生活相談に真摯に対応していく。

- ② 利用者・家族・担当ケアマネージャーが安心してサービスを利用できるよう
に利用前の準備や相談・利用中に安全や快適・利用後に評価としてアンケートを
行っていく。

- ③ 利用者・家族を対象としたアンケート(年1回)を実施する。アンケートをデータ化
した後、結果を、利用者・家族・職員に情報提供を行う。課題となった事案によ
って、特養会議やSS会議にて検討していき、サービス向上に努める。

- ④ お問い合わせ ⇒ 「ご指摘」 を頂いたときには、相談員が速やかに情報

収集し、報告・連絡・相談・確認・評価・説明を適宜行う。

また、当苑内においても最終的に記録用紙に相談員が記載、回覧を行うと共に、再発防止策を講じる。

- ⑤ 糖尿病（インスリン注射等）、在宅酸素、胃ろう、褥瘡処置等の医療ニーズも非常に高い為、特養会議等で検討し、当苑の対応能力を高めていく。
- ⑥ 顧客が最大に困っている状況である緊急時の受け入れを、可能な限り対応していく。緊急連絡があった際には、生活相談員が中心となり、介護主任、看護師に緊急連絡し、管理者の最終指示のもと、早急に受入できるか決定し、問い合わせ者への連絡を行う。尚、休日の際でも管理者が判断し出来る限り対応する。
- ⑦ 利用者・家族・職員含めて、体調の確認を行い、感染症等の蔓延を予防し、安心して利用することができる環境を提供していく。

4、適切な稼働を維持する。

- ① 利用者のリピーター率を向上していく（項目3に関連）。
- ② リピーターや新規の利用者の受け入れを、不稼働床のある限り、積極的に推進していく。キャンセル待ちの対応をスムーズに行う。
- ③ 新規開拓に於いて積極的に相談や広報、情報提供を行い推進していく。
- ④ 緊急時の受け入れ体制を整備していく（項目3に関連）。
- ⑤ 内外含めて特養入所を予定としている利用者に対して、暫定的なショートステイ利用希望に柔軟に対応していく。特養と連携し特養優先順位の高い方のショートステイ利用、長期利用にならざるを得ない方の情報提供等、適宜調整を行う。

5、サービスの質の確保のために、職員の人材確保と人材の維持が必要である。

- ① 法人、当事業所の理念、展望をアピールしていく。
- ② 求人サイト、ハローワーク、人材センター、SNSなどのツールを有効的に活用し、求人の魅力を発信する。
- ③ 施設見学、会社説明会、インターンシップを積極的に行う。コロナ禍においては、オンライン方式と対面式と選択肢を増やす。
- ④ 各学校訪問、連絡を行い、法人の魅力を伝えていく。
- ⑤ 教育プログラムの構築と実践を行う。
- ⑥ 職場体験学習を積極的に受け入れ、「介護の仕事」の魅力を知らせてもらう。
- ⑦ 内定者には、内定式、内定者懇親会、内定者研修会などを開催し、法人の魅力を伝達していく。また入職前の心構えを持ってもらう。
- ⑧ 資格支援制度を活用し、スキルアップ、モチベーションの維持につなげていく。今後も法人の運営方針にそって、職員が働きたいと思ってもらえるような「見える化」された施設運営が求められる。

令和 6 年度

みはま苑デイサービス事業計画

令和 6 年 2 月 10 日

みはま苑デイサービス 管理者 林 正憲

(運営方針)

在宅における要支援または要介護認定を受けた利用者に対し、介護サービスやレクリエーション、個別リハビリ、生活相談等のサービスを提供することによって、利用者自身の生活の質の向上を図る。また、介護者の負担軽減も目的とし、介護者のニーズに合わせたサービスの提供や相談援助業務等によって精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

みはま苑デイサービスにおいては月曜から金曜の通常規模のデイサービス（定員 32 名。現在は新型コロナ感染拡大予防策に基づき、MAX25 名程度の定員で運営中）と土曜日曜に提供している認知症専門のデイサービス（定員 12 名）の 2 種類を実施しているが、令和 6 年度は認知症対応型のデイサービスを廃止とし、通常規模型のデイサービスを月曜から土曜日の週 6 日間営業の形にリニューアルしてサービスを提供していきたい。

平日の通所介護においては 25 年目を迎えるが、24 年の間に培われたレクリエーションやリハビリを引き続き行うと共に、現在、日常的に行っている個別での折り紙や手作業での作品作りや、書道、計算や漢字等のドリル、音楽鑑賞、編み物等の個別レクリエーションについても、午後の時間を有効に使いながら個々のニーズに合わせたサービスが提供できるように努めていく。また、スタッフの独自の製作に基づいた、他の事業所にはあまりみられない、独自性の高いレクも引き続き提供していく。6 年度も新型コロナウイルスの感染予防対策に基づいて、一定程度は密にならないレクをメインに提供していくが、介護看護スタッフの人数が充足した段階で、受け入れ定員を従来の 32 名に近づける形をとったり、レクについても密で行えるレクについても模索しながら実施を検討していくこととする。年間事業計画に基づく外出レクについては、新型コロナウイルスの流行の状況をみながら実施の有無を検討していく。介護報酬については、平日のデイにおいては、新型コロナウイルスの感染拡大予防策として 1 日辺りの受け入れ人数を従来の 7～8 割程度に制限している為、令和 6 年度もかなり厳しい状況にあるが、制限された状況の中でも、日々のサービスの質の確保に努めると同時にケアマネへの営業を頑張ると共に、柔軟な対応を心がける。祝日の営業についても介護看護スタッフの人数とシフトのバランスをみながら年度の途中からでも実施する方向で進めている。人員基準ギリギリで運営しているが、現在実施している 1 日辺りの介護スタッフ 5 名体制では MAX25 名までしか受け入れができないので、介護スタッフを増員（常勤的非常勤 CW1 名、もしくは非常勤 CW2 名程度）することで 26 名以上の受け入れができるようにしていきたい。

《目標数値》

- ① 1日の平均利用者数 平日22名（受け入れ人数制限継続の為）
 - ② 収入 60,000,000円（1ヶ月平均5,000,000円）以上
- ※相談員同士が協働し、令和6年度も引き続き毎月営業活動を行う
※短時間利用に限らず、多用なニーズに柔軟に応えられるように体制を整える

（事業内容）

1 介護サービス ※新型コロナの状況により実施できないものも含む

利用者の人権を尊重し、尊敬の気持ちを念頭に置いたサービスを提供していく。残存機能を生かして自立した生活が送れるようにすることを基本とする。通所介護計画書に基づいた個別のサービスを実施していく。

（1）送迎

基本的には玄関までの送迎を実施する。様々な事情により玄関までの送迎が困難な場合においても、利用者や家族の要望にできるだけ応えていく。また、事前の電話連絡や乗降車等についても画一的な対応ではなく、個々の環境に合わせた柔軟な対応を図る。到着時間等についても、できる限り様々な要望に応えられるようにしていく。

（2）食事

利用者個々の状態に合わせた食事を提供する。自立を基本とし、必要な介助や見守りを行う。大勢で食べる楽しい雰囲気を作ることによって、よりおいしく食べられるような環境を作っていく。食事の内容や催しについても新たな試みを行っていくことで利用者の皆様に還元できることを増やしていく。誕生日祝いの食事については感染予防の為、外食が困難な状況なので令和5年度に引き続きケータリング食事会（スタッフが近隣の飲食店の食事をテイクアウトし、フロア内で召し上がって頂く）を実施する。

（3）入浴

利用者が楽しみとしていると共に介護負担軽減の意味でも重要なサービスの一つとなっている。看護師のバイタルチェックを基に入浴の可否を判断する。諸々の事情によって自宅での入浴が困難な利用者が多いので、できる限り入浴して頂けるようにする。入浴を拒否される方についても、無理強いをせずに入浴して頂けるよう援助していく。入浴は一般浴と機械浴（リフト浴）の2種類を実施する。身体的に左記の2種類の入浴が困難な場合には例外的にストレッチャーでのシャワー浴を実施する。また、集団での入浴が恥ずかしいという方については脱衣室内で仕切りをする等の配慮を行い、安心して入浴できるようにする。

(4) その他

上記サービスの他にも、排泄介助や移動の介助、爪切り等の整容等、全般的にサービスを提供する。転倒や誤飲等の事故を防ぎ、安心してサービスが受けられるよう、職員全員が意識を徹底していくことで、事故を極力なくすことができるように努力していく。

2 レクリエーション・行事※新型コロナの状況により実施できないものも含む

歌と体操を基本とし、その他、運動、作業等の集団レク、季節に応じた行事や個別レクリエーション等を提供していく。レクリエーションに関しては、新型コロナ感染予防対策として密にならないレクを考えた結果、各スタッフが手作りの独自性の高いレクを複数実施できるようになったので、6年度も継続できるよう、スタッフのモチベーションアップも行いつつ、質の高いレクを実施できるようにする。また、引き続き音楽療法に力を入れていき、伴奏付きの歌や、スタッフによる音楽リズム（音楽療法）等のプログラムを実施。その他、通所介護計画に基づいて、習字、編み物、写生、折り紙等の個別プログラムにも重点を置いて実施していく。誕生日の食事会や初詣、お花見等の外出サービスについても拡充を図っていく。（買い物については介護保険外サービスとなるので今後も検討課題とする）傾聴についても、時間のある限り随時行っていく。麻雀について、当事業所の大きな売りとして今後も更に麻雀目的の人が増えるように取り組んでいく。

また、今年度も幼稚園併設という特徴を生かし、お店屋さんごっこや移動動物園等の幼稚園行事に参加することによって、園児との交流を図っていく。その他、近隣の小中学生の職場体験や大学生の教育実習や介護職員初任者研修や介護福祉士の現場実習等を積極的に受け入れることによって、異世代間の交流を行っていく。（交流については新型コロナウイルスの感染状況等から再開のタイミングを図っていく）

3 日常生活動作訓練・機能訓練

身体機能の維持向上を目的として、通所介護計画書に基づき実施。要支援1、2の総合事業の方の個別機能訓練（運動器機能向上加算）については、今後も事前のアセスメントや定期的な体力測定を継続。加算の有無に関わらず要介護の方も身体機能の維持向上に努める。

4 バイタルチェック

看護師による血圧、脈拍、体温の測定の実施。利用者の体調や表情等を細かに観察することによって、利用者の急変等に素早く対応し、家族や関連機関等との密接な連携を図る。また、看護師がご利用者の健康相談に乗ったり助言することでサービスの質の向上を図る。

5 生活相談

介護全般に関する相談や、苦情に対する対応等を行う。主に以下の業務の充実を図る。

- ① ケアマネージャーへの毎月の営業活動（直接訪問と郵送を併用し効果的に行う）
- ② ケアマネージャーとの円滑な連携により、利用者のニーズを十分に汲み取っていく
- ③ 介護者からの相談だけでなく、利用者自身の相談にも積極的に対応していく
- ④ 現場との連携、職員と利用者、家族間の調整の強化
- ⑤ 苦情や要望に対する速やかな対応

6 その他

- ① 俗にいう困難ケースと呼ばれる事案にも積極的に受け入れできるようにする
- ② 新型コロナ感染予防対策として数年にわたって休止中である、介護保険外での遠足についても、ご利用者からの要望がかなり高いので、今後のコロナの動向に注視しながら、令和6年度こそ実現ができないか検討を重ねていく
- ③ 現在いるスタッフへの研修や福利厚生等による、スタッフの質や満足度の向上についても、新型コロナの感染拡大予防に努めつつ模索、提案していく
- ④ 管理者も含め、スタッフの年齢層が年々上がっているため、新しいスタッフの確保と若返り（世代交代）についても中長期的に進めていく

令和 6 年度

ミニデイみはま苑事業計画

令和 6 年 3 月 1 日

(運営方針)

在宅における要支援の介護認定を受けた利用者に対し、自立歩行継続のための支援、健康相談、認知症予防のための調理サロンを開催し、利用者の健康維持に努め、要支援状態の軽減や悪化の防止、要介護状態になることの予防を図っていく。3 時間 10 分とコンパクトな利用時間の中で、脚力をつけるマシンを備え、スタッフが体調チェック等行える環境を提供している。

現在、毎週月・水・金曜日 午前コース・午後コースの 6 コースを設定。各コース定員 13 名。

現状は稼働コース 6 つ、利用登録数 34 名（週利用 46 名、要支援 2 の方の週 2 回利用が増えている。）と厳しい状況が続いている。

【目標】 1 回利用者数 8 名～10 名、利用登録数 65 名以上。週 4 日以上で開催。

- ・コロナウイルス流行に伴い、利用者同士の間隔を空け、定期的に換気を行っていく。手指洗浄・消毒・うがい・マスク着用を徹底し、事業所内も消毒作業を徹底していく。元々 3 人掛けだったテーブルを 2 人で利用している。
- ・要支援 2 の方の週 2 回利用をお勧めしていく。運動継続の観点からも勧めていきたい。
- ・利用者が 10 名以上の時間帯もあり、早急に開催日を増やす必要がある。火曜日または木曜日両日を目指したい。そのための職員募集を継続する。
- ・利用者確保の取り組み策として、千葉市あんしんケアセンターを中心に毎月作成している事業内容の分かるリーフレットを送付している。また、みはま苑インスタグラムへの掲載、みはま苑事務所入り口に置かせていただいている。
- ・近隣住居に体力測定値などを載せて介護予防効果をあげたチラシを作成し配布していたが、季節の変わり目などに地域を絞って行っていく。

(事業内容)

1、日常生活動作訓練、歩行機能訓練

- ① イスを使った健康体操 イスを使い座った状態で安全に全身の筋力を刺激していく。歩行のための筋力トレーニングを行う。
- ② 脳トレーニング 指先、手足を動かしながら歌ったり、左右違う動作を行う。認知機能の維持に努める。
- ③ 口腔体操 誤嚥予防に向けた訓練を行う。感染対策をしながら 2 週間に 1 回のペースで季節の歌、懐かしい歌謡曲を選択し音源に合わせて歌っていく。リクエストに応じる等利用者が参画できる時間にもしていく。
- ④ パートトレーニング 脚部、体幹を意識した動きやストレッチを手すりにつかまって、立位で行う。
- ⑤ ラダートレーニング 梯子状の器具を使用し、同じ歩幅や歩行時の体幹を意識し快適に歩けるように訓練する。リズムをつけて脳の刺激を上げる。
- ⑥ ストレッチ&ダンス 体の各部位を順番に伸ばしていく。また、音楽に合わせて指先、腕、上半身を滑らかに動かす動作を取り入れ、自分の体をコントロールして動かす訓練も兼ね

ていく。音楽を定期的に変えて気分転換を図り、タップダンス、太極拳などの特徴を取り入れたダンスも行っていく。⑦セラバンド体操 セラバンド（ゴムバンド）使用し特に腕や手先に力を入れて、主に上半身の筋力の維持に努める。⑧階段平行棒 ミニデイの外、ショッピングセンター通路に設置し、昇降訓練を行い心肺機能や体幹・脚力の維持に努める。ショッピングセンターを歩いている方にも目につき宣伝活動にもしていく。⑨3カ月に1回体力測定を実施し変化を確認する。

2、 マシンを利用した個別機能訓練

- ・マシントレーニング（レッグプレス） より脚部に特化した筋力トレーニングを介護予防サービス支援計画書や利用者の希望に沿って個人の能力に合わせたメニューを作成し支援していく。
- ・リカレントバイク 脚部を使用しながら心肺機能の維持に努める。介護予防サービス支援計画書や利用者の希望に沿って使用時間、負荷の設定を行う。
- ・介護予防サービス支援計画書等で必要に応じたりハビリ（ストレッチ指導・杖歩行練習）などにも対応していく。

3、 健康相談

定期的に常勤スタッフが健康状態についての相談に応じ、利用者の心身の健康状態の把握をする。また、見守られている安心感を与えられるようにする。

4、 認知症予防の調理サロン

利用者・スタッフで一緒に調理に取り組み、会食を楽しむ環境を提供する。独居の方も多く、人数がないと作れないカレーや豚汁は好評で話も盛り上がっている。あんこか肉かを選択して作る中華饅頭・蒸しパンメニューも人気がある。感染症対策の為、個食形式での会食になり、黙して食事をする。その為か以前よりも多くの利用者がお箸を配るなどの調理のお手伝いに参加するようになり、声を掛け合って取り組む楽しい時間になっている。午前は簡単なランチ、午後はおやつ作りとする。今後もご利用者様の声を集めながら楽しんで作れるメニュー作成に努める。更に、調理時は手指の洗浄と消毒、マスクは食事直前まで着用し、場合によってビニール手袋を着用し、食中毒等の発症予防に十分留意する。

5、 その他

（送迎）送迎は建物の前から乗降者することが前提だが、利用者の要望に応じて柔軟に対応していく。送迎前の電話連絡なども個々の要望に応じていく。

（事故）スタッフの連携を図り、配置転換時のリスクや施設内のリスクについて常に気を配り、転倒・やけど等の事故防止に努める。また、ヒヤリハットを集約し確認し合うことで事故防止を図る。

（レクリエーション活動等）食後の隙間時間に、伴奏できる方をお願いして歌を歌ったり、脳トレプリントを毎週作成し楽しんでいる。簡単な折り紙やチラシを使った箱折りも好評だ。短い時間だが、気分転換を図れるレクリエーション活動を心掛けていく。

令和6年度 居宅介護支援事業計画書

(みはま苑ケアプランセンター)

運營方針

1. 要支援・要介護状態となった利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に 応じて自立した日常生活が送れるように配慮した支援を行う。
2. サービス計画書の作成に当たっては第一に、ご利用者の人格及び意思を尊重する。
3. ご利用者及びご家族とは十分な意見交換し、誤解や疑問が生じないようにする。
4. サービス事業所の選定に当たってはご利用者の意思を尊重し、特定の事業所に不当に偏することが無いよう複数の事業所を紹介するなど公正中立に行う。
5. 介護保険制度等を遵守し、各介護支援専門員が情報を共有し、ご利用者に不利益にならないよう、適切な支援を実施していく。
6. 事業所は、特定事業所加算の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行えるように努める。外部研修や内部研修を通じて自らその提供するサービスの振り返りを行うことで、サービスの評価を常に見直すことで改善を図る。
7. 市町村、地域包括支援センター、医師、他の居宅介護支援事業所、サービス提供事業所との連携に努め、利用者の生活が円滑に遅れるよう総合的な支援を行う。

事業目標

1. 今年度の職員体制
常勤職員 5 名（うち 1 名兼務）、非常勤職員 2 名
主任介護支援専門員 2 名 介護支援専門員 5 名
2. ケアプラン作成目標
常勤職員 5 名の合計 要介護プラン 174 件／月（稼働率 85%）
要支援プラン 38 件／月（稼働率 85%）
非常勤は本人の希望件数とする。
3. 資質向上のための取り組み
 - ・ 居宅介護支援事業所特定事業所加算算定のための体制整備や職員の資質向上のため定期的な研修会の実施。
 - ・ 感染症の予防や災害にかかる BCP の見直しや改善への取り組み。
 - ・ 各種ハラスメント、身体拘束、虐待防止対策への取り組み。
 - ・ 内部、外部の事例検討会などから実践力を養えるように取り組む。
 - ・ 個別研修計画を策定し積極的に外部研修へ参加するよう取り組む。

令和 6 年度

みはま苑ヘルパーステーション事業計画

令和 6 年 2 月 29 日

(運営方針)

1. ご利用者様が在宅において、その人らしい生活を安心して続けていけるように、常に心身の状態の把握に努めながら心地よいサービスを提供していく。
2. ご利用者様の希望や状態に応じた支援が迅速に行えるよう関係機関やヘルパーとの共通理解に努めていく。

(事業目標)

1. ご利用者様が安心してサービスを受けられ、出来るだけ自立に近づけるような支援が出来るようにヘルパーの研修を行い、サービスの質の向上・統一を目指す。
2. 具体的な支援目標及びサービス内容を訪問介護計画書に明示、わかりやすく説明することで、ご利用者様が積極的または安全に参加出来るようにする。
3. ヘルパーの確保を図ることで、安定したサービスを常に提供する。
4. ヘルパーの研修を定期的に行うことで、必要な知識や技術を身につけるだけでなく、より連帯感を高めチームとしてのサービスに取り組めるような意識を作る。
5. 介護保険外のサービス（自費サービス）や土曜日の稼働を安定して行っていき、ご利用者様の多様なニーズに対応していく。
6. 総合事業のサービスにおいて、人材面を含めてサービスの安定化を図る。

(事業内容)

- 1) サービスの質の統一

- ・ケアプランに沿ったサービスを提供しながら、サービスについて常に検討し、ヘルパー間で情報交換を行いながら共通理解に努める。
- ・ヘルパー同士が ICT 等の活用により、情報共有し、統一したサービスが行えるよう努めていく。

2) サービスの質の向上

- ・モニタリングを定期的に行い、ご利用者様のニーズを把握し、サービスの質の向上につなげられるよう努めていく。
- ・ご利用者様、担当ケアマネージャー、各関係機関との情報交換を行い、ご利用者様のニーズに沿ったサービスを提供できるよう努める。
- ・毎月研修を行い、ヘルパー個々の能力の向上に努める。
- ・ご利用者様の苦情やご要望に対して速やかな対応を行う。

3) ご利用者様が積極的に参加できる支援を行う。

- ・わかりやすいケア計画（訪問介護計画書）をご利用者様と共に作り上げていくことで、積極的にご利用者様がサービスに参加できるようにする。
- ・サービス提供責任者が定期的に訪問または意見を伺うことで、現状のサービスの確認を行いながら、ご利用者様の新たなニーズを把握していく。

4) 安定したサービスの提供

- ・サービスの同行を依頼、調整して代行できるヘルパーを増やし、サービスに穴がでないようにする。
- ・広告などにより、継続的なヘルパーの募集を行っていく。
- ・ヘルパーのモチベーションの維持向上のため、ヘルパー同士が意見交換や情報交換できる環境を整える。

5) その他の事業

- ・介護保険外のサービス（大掃除、院内介助等）を行うことにより、ご利用者様の多様なニーズに対応していく。
- ・訪問介護とのバランスを考慮し、総合事業の受け入れを図る。

6) その他

- ・介護人材の確保、安定したサービスの提供を実現する為に、募集の継続、雇用形態、時給等の見直しを常に行っていく。
- ・ヘルパー全員がスマートフォンを使用することで、業務のペーパーレス化を図り、従来の業務量を削減できるよう努める。
- ・事業継続計画を策定し、災害等の緊急時への対応を図れるようにする。
- ・感染症対策を実施していくと共に、ご利用者への注意喚起や情報の提供を随時行っていく。

(運営方針)

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。

高齢者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて高齢者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。

またサービス提供にあたっては高齢者の意思及び人格を尊重し、常に高齢者の立場に立って提供される介護予防サービス等が特定の種類、または特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に実施する。

事業の運営にあたっては千葉市・関係市町村・民生委員・社会福祉協議会・他の地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業所・指定介護サービス事業者・介護保険施設・住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めるものとする。

区内のセンターと地域の問題解決に向け関係機関との連携を強化、住民のための権利擁護・介護予防への意識や理解を深めるための普及啓発等を行う。

地域活動の場の再開がみられていると同時に、ケアマネージャーの選定が難しく介護サービスに結びつけられないケースが増えている中、社会資源の有効活用をしていく上で生活支援コーディネーターと連携を図り的確な情報を住民に伝え、同時に予防普及啓発を積極的に行っていく。

(事業目標)

- ・高齢者が安心した生活が過ごせるように積極的に関与していく。
- ・地域の社会資源の把握に努め、対象者に適切なケアマネジメントを実施していく。
- ・地域で起こる高齢者の問題に対して、ワンストップ窓口となれるように引き続き努める。
- ・住民に対して所在を明確化し、各機関に対しての積極的関与、各種会議の開催、参加により連携強化に努める。

(事業内容)

各専門職が相互に協力することによって各事業を実施し、地域での問題解決に取り組み、安心した地域づくりに寄与していく。

1. 第1号介護予防支援事業

- ・介護予防・日常生活支援総合事業利用者の自立支援に向けた対応を行っていく。
- ・地域活動をしている機関との連携強化に努め課題解決に努めていく。
- ・社会資源・住民の通いの場の情報収集、資料作成に努め、予防支援事業に反映させていく。
- ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの直接プランにおいては、総合相談業務に支障なく、また利用者の要望に答えられるよう柔軟な対応を目指していく。
- ・自立支援促進会議の参加によりケアマネジメントの手法、地域の特性を学んでいく。

2. 総合相談支援事業

- ・ワンストップ窓口のための、総合相談（福祉、保健、医療、介護保険、介護保険外サービス等）の実施。
- ・相談内容において各関連機関と的確な連携を図る。
- ・各地区民生委員の定例会に参加させていただく中で情報収集に努め、地域課題解決のための地域ケア会議の実施を目指す。
- ・在宅医療の提供体制整備に向けての多職種連携会議の開催を区のあんしんケアセンターと協力し実施していく。
- ・相談の終結を随時確認していくことで過去の相談も合わせ相談者への積極的なアプローチを行い解決を図っていく。

3. 権利擁護事業

- ・成年後見制度が住民に近い制度となるよう関係機関と連携し積極的周知に努めていく。
ここ近年は後見人がついた後の問題も増えている為、フォロー体制作っていく。
- ・虐待事例への対応手順を引き続き見直していきながら、関係機関との会議を迅速に行う。高齢障害支援課への連絡を怠ることなく常に状況を共有していく。
- ・啓蒙手段を創作し警察との連携を図っていくことで、消費者被害の防止に努めていく。
- ・認知症初期チームの定例会に参加し、対象ケースの課題解決に努めていくと同時に他の機関の解決手法を学んでいく。
- ・若年性認知症の相談が増加しておりご本人、ご家族に寄り添った支援を目指していく。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・地域の居宅介護支援事業所に対して研修会の開催を計画通りに行っていく。
- ・困難事例の相談、同行訪問、会議出席等の対応を全職員が出来るようスキルアップに努めていく。
- ・高齢者生活サポートブックをケアマネージャーに配布していくことで、地域資源の理解に努めていただく。

5. 一般介護予防事業

- ・UR都市機構と連携を図ることで、地域の特性に対応した事業を開発・実施していく。
- ・生活支援コーディネーターと協力し地域のサロンや教室との連携を模索し地域情報の収集を図る。
- ・センター建物内の掲示板が介護予防普及啓発として有効的なものになっている中、随時掲示物の追加、変更を行うことで最新の情報を住民に伝えていく。
- ・地域のラジオ体操に参加継続していくことで身近な相談場所を目指していく。

6. その他

- ・高齢者に提供されるサービスが合理的な理由なく、特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう公正中立を確保する。
- ・個人情報の取り扱いにおいては、センター内での研修を計画通りに実施し、持ち出しの際は他職員の確認を行い、書面として残していく。
- ・苦情対応においては記録のもとセンター内で共有を図りリスク管理に努めていく。

令和6年度(2024)業務予定表

[illegible]

